**ソーシャルデザイン勉強会をはじめませんか？**

公平で健全な社会形成のためには国民の皆さんの創造力で解決に向けて挑戦するソーシャルデザインが必要になっています。

総額表示がある限り、日本国憲法第３０条の条規にかかわらず不特定かつ多数の者は「価格に消費税率を乗じた額」の支払を強いられます。

総額表示義務を定めた平成２５年法律第４１号の失効後における消費税法第６３条の「価格の表示」に係る対応を政府は明らかにしていないので、総額表示から「家計に優しい本来の価格表示に戻す」キャンペーンを始めました。

当面の目標は、[∑拠出金の還流](../index1/promotion.docx)のStage1に示すように新価格表示の∑５％拠出金をコミュニティに還流させることです。

新価格表示の正当性を明らかにして新価格表示方式を採用する事業者の不安を払拭するため、国を相手に総額表示に係る違法性を糾すべく提訴しています。

大津地裁事件番号平成２９年（行ウ）第５号

「価格＋５％拠出金」にあてはめると１０００円の内税消費税抜き価格は９２６円です。消費者の支払額は１，０００円で、９２６円の８％の７４円から課税仕入れに係る消費税額を控除した額が事業者の納付額です。

噂の税率変更があれば、１０％時の価格は１０１９円となり、拠出金は１０１９×５％＝５１円で合計１０７０円が消費者の支払額になります。

このようなテーマからはじめて∑拠出金の受け皿作りなどについて、みなさまがお住いの地区の公民館などでコミュニティ（自治会／町内会など）の有志にお集まり頂き勉強会を始めて頂くことをお勧めします。

平成２９年７月７日

[ソーシャルデザイン機構](http://www.selfdecl.jp/)